

枚方市立桜丘小学校 P T A 規約



枚方市立桜丘小学校 P T A

〒573-0016

枚方市村野本町30番1号

TEL 050-7102-9028

FAX 070-840-5767

令和2年12月26日発行

規 約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称および所在)

この会は桜丘小学校PTAと呼び、事務所を桜丘小学校におきます。

第 2 条 (目 的)

この会は会員(保護者・教員)・賛助会員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

第 3 条 (方 針)

この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方法によって活動します。

- 1) この会は自主的に活動しますので他の団体や機関の支配や干渉は受けません。
- 2) 児童の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力します。
- 3) この会は営利的宗教的・政治的活動はいたしません。
- 4) この会は学校の管理運営、教育人事についていたしません。

第 2 章 会 員

第 4 条 (会 員 資 格)

この会の会員は次のとおりです。

- 1) 本校に在籍する児童の保護者。
- 2) 本校に在勤する教職員。

第 5 条 (賛 助 会 員)

学区内に居住し本会の主旨に賛同する者。

第 6 条 (権 利 義 務)

会員はすべて平等の権利と義務を有します。

第 3 章 役 員

第 7 条 (役 員)

この会の役員は次のとおりとします。

- 1) 会 長 1名(保護者)
- 2) 副 会 長 1名(保護者)
- 3) 渉外担当副会長 1名(保護者)
- 4) 書 記 2名(保護者)
- 5) 書記補 1名(教員)
- 6) 会 計 1名(保護者)

7) 会 計 補 1名 (教 員)

各役員は他の役員をかねることは出来ません。

第 8 条 (役 員 の 選 出)

役員を選出方法は別に定める委員・役員・会計監査委員の選出による。

第 9 条 (役員任期)

- 1) 役員任期は1ヶ年とし、次年総会で改選します。但し、本人立候補による再選は、本人意思が尊重され、再任を妨げられるものではありません。
- 2) 役員は任期満了後も新役員就任まではその任務を執行します。
- 3) 各役員は他の役員をかねることは出来ません。
- 4) 役員が任期途中で退任する場合は、補欠役員を選任することができます。
(補欠役員選出については、現職本部役員に一任されます。)
- 5) 補欠役員任期は前任者の残存期間とします。

第 10 条 (役 員 の 任 務)

- 1) 会長は本会の代表者であり、会務を執行します。
- 2) 会長は総会ならびに運営委員会を召集します。
- 3) 会長は各委員を委嘱します。
- 4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行します。
- 5) 書記はこの会の庶務を担当します。
- 6) 書記補は書記を補佐します。
- 7) 会計はこの会の会計事務にあたります。
- 8) 会計補は会計を補佐します。
- 9) 任期中に役員に事故ある時、または欠けた時は速やかに任務の引継ぎを行います。

第 4 章 会 計

第 11 条

- 1) この会の経費は会計・寄付金・事業収益及びその他の収入をこれにあてます。
- 2) この会の会費は1家庭1教職員につき、月額1口300円とし、1口以上とする。
- 3) 会計年度は4月1日より翌年3月末までとします。
- 4) 会計は原則として、総会において決議された予算に基づき収支を行う。
- 5) 支出は予算の範囲内において行い、流用等を行った場合は、次期総会において事後承認を受けるものとする。

第 5 章 会計監査委員

第12条

この会の経理を監査するため会計監査委員長（1名）と会計監査委員（2名）を置きます。

第13条

会計監査委員長は前年度会計が、会計監査委員は前年度書記が担当し、監査業務のみを行います。但し、前年度会計および書記が不在となる場合は、役員内で人選を行うものとします。

第 6 章 総 会

第14条

総会は本会の最高決議機関で、原則として年2回開きます。但し必要に応じて臨時総会を開くことができます。

2. 総会で審議する事項は次のとおりです。

- 1) 役員を選出
- 2) 予算の審議決定
- 3) 決定報告の承認
- 4) 規約の改正
- 5) その他重要事項

3. 総会は会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）で成立します。

4. 議決は出席会員の過半数の同意を必要とします。

5. 開催が困難な場合、会員に対して書面により議案内容の周知を図ったうえで書面決議を行い、総会に代える事ができる。

第 7 章 役 員 会

第15条

役員会は、役員・会計監査委員、校長、教頭で構成し、会長がこれを召集し、緊急事項の処理等、会運営上必要と認めた事項について審議決定し、総会・運営委員会に対し責任を負います。

第 8 章 運営委員会

第16条

運営委員会は役員及び専門委員会の正副委員長・学年委員会の各学年正副委員

長・校長・教頭で構成します。

2. 運営委員会の任務は次のとおりです。

- 1) 専門委員会・学年委員会によって計画立案された事業内容の審議
- 2) 総会に提出する案件の審議
- 3) その他会長の諮問に応じます。

第 9 章 学年委員会及び専門委員会

第17条 (学年委員会)

教師と協力して学級児童の福祉増進をはかるため学年委員会をおきます。

2. 委員会の立案を実行に移すときは会長の承認を得ねばなりません。

第18条 (専門委員会)

この会の活動に必要な事項について計画立案するため次の通り専門委員会を設置します。

- 1) 環境委員会—ベルマーク集めや、教育環境の整備に協力します。
 - 2) 社会・体育委員会—運動会などについて学校に協力援助します。
 - 3) 給食委員会—学校給食が十分な効果を上げるように協力援助します。
 - 4) 生活指導委員会—児童の校外生活指導につとめます。
 - 5) 広報委員会—PTA会報を発行し活動の内容を全員に知らせます。
2. 各委員会の立案を実行に移すときは、会長の承認を得なければなりません。

第 10 章 個人情報保護

第19条

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の利用、管理については「個人情報保護規定」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

第 1 章 委員・役員・会計監査委員の選出

第 1 条

委員の選出は次のとおりです。

- 1) 学年委員は立候補もしくは会員の推薦によって選出します。その数は学年ごとに6名です。学年委員の中から学年ごとに、正・副委員長・

- 環境委員・社会体育委員・給食委員・広報委員を互選します。
- 2) 生活指導委員を各地区2名ずつ(7地区14名)選出します。
生活指導委員の中から正・副委員長を互選します。
 - 3) 各専門委員会の正・副委員長を専門委員の中から互選します。
 - 4) 生活指導委員会と給食委員会は、枚方市PTA協議会など外部機関の会議に出席する必要があるため、重職(ブロック長など)を担当する年度は、副委員長を2名選出します。その場合、児童数の多い学年から学年委員を1名多く選出し、給食委員に充てます。
 - 5) 学年・専門委員の選出における免除については、各ご家庭の事情を考慮いたしまして判断します。判断は現職の本部役員に一任をお願いいたします。
 - 6) 本部役員の任期を全うした会員は子どもの人数に関わらず、全ての委員選出の対象から免除されます。但し、学年・専門委員役を経験していることは、本部役員の免除理由とはならないこととします。
 - 7) 任期途中で欠員が生じた場合の補充等については、役員会で決定します。

第 2 条

役員の選出は次のとおりです。

- 1) 会員は、役員に立候補することができます。
- 2) 会員は、役員候補の推薦をすることができます。但し、この際あらかじめ被推薦者の承諾を得ておかななくてはなりません。
- 3) 立候補者不在の際は、地区別ローテーションに基づき、抽選にて役員を選出致します。
- 4) 本会の役員は、選挙を行う総会の出席会員の無記名投票により多数決で決定します。本抽選に関する決定は、現職本部役員に一任されるものとします。
- 5) 本部役員選出における免除については、各ご家庭の事情を考慮いたしまして判断します。判断は現職本部役員に一任をお願いいたします。

第 3 条

選挙管理委員会の構成は次のとおりです。

- 1) 選挙管理委員は学年委員・専門委員より各地区1名を互選します。
但し、合併地区は、合併地区全体で1名とします。
- 2) 運営委員の中より選挙管理委員長を互選します。

第 4 条

選挙管理委員会の権限は次のとおりです。

- 1) 選挙管理委員会は次年度の役員選出にかかわる事務を司ります。
- 2) 選挙管理委員会は次年度の役員選挙の公示を行い、付則第2条、第1・第2項の立候補・推薦の受付を行います。この受付期間は7日間とします。
- 3) 選挙管理委員会は前項の立候補及び推薦による候補者を、選挙を行う総会の5日以上前に会員に報告しなければなりません。

第 2 章 改 正

第 5 条

本規約及び付則は、総会で出席者の過半数の賛成がなければ改正することができません。但し、右の改正案は少なくとも5日前に会員に通知しておかねばなりません。

第 6 条 本規約は昭和39年6月7日より施行

(平成元年4月22日改正 同4月23日より施行)

(平成8年5月19日一部改正 平成9年4月1日より施行)

(平成12年10月14日一部改正 平成13年4月1日より施行)

(平成15年5月18日一部改正 同5月19日より施行)

(平成19年3月10日一部改正 同4月1日より施行)

(平成20年3月8日一部改正 同4月1日より施行)

(平成23年5月22日一部改正 同5月23日より施行)

(平成25年5月19日一部改正 平成26年2月1日より施行)

(平成28年10月29日一部改正 平成29年2月1日より施行)

(平成31年3月9日一部改正 平成31年4月1日より施行)

(令和2年6月20日一部改正 同6月21日より施行)

(令和2年12月26日一部改正 同12月26日より施行)

以上

枚方市立桜丘小学校PTA慶弔内規

桜丘小学校PTAにおいて次の事項に該当する時は弔意を表すると共に相当の金品を贈るため次の通り内規に定める。

1. 弔事

- イ) 会員死亡の場合 弔旗と香料 5,000円
- ロ) 児童死亡の場合 弔旗と香料 5,000円

2. 付則

- イ) この規約の施行により学年又は学級単位の慶弔金は取りやめるものとする。
- ロ) 特別の事情のある場合及び香料金額の改訂については、役員及び運営委員会の協議により特別の処置をすることができる。
- ハ) この内規は昭和53年4月22日より施行する。
- ニ) この内規は平成6年5月22日より施行する。(5月22日付改正)
- ホ) この内規は平成7年5月21日より施行する。

(平成7年5月21日一部改正)

PTAクラブ活動に関する規約

(昭和58年4月21日施行)

(平成20年3月8日一部改正)

- 第1条 PTAクラブ活動(以下、クラブという)は、PTAの文化・芸術・スポーツ活動を通じてPTA会員相互の親睦関係を図ることを目的とする。
- 第2条 クラブを結成する際は、役員会へ申請したのち、運営委員会において過半数の賛成をもって承認される。
- 第3条 クラブは5名以上の在籍PTA会員により構成される。なお、OB・OG会員の活動も認めるが、代表者は在籍会員とする。
- 第4条 クラブへの助成金は、PTA会員相互の親睦交流を図るための費用の一部を助成するという考え方にたち、クラブを構成しているPTA会員数に応じて助成する。
- 第5条 クラブは、活動計画書・予算書、メンバー表・活動報告書・決算書を役員会の定める期日までに提出しなければならない。

枚方市立桜丘小学校PTA 個人情報保護規定

第1条 (目的)

この規程は、枚方市立桜丘小学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 (定義)

個人情報保護体制で使用する個人情報の定義は次のとおりとし、紙、磁気ディスクなど媒体を問わない。なお、本会で取り扱う個人情報は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる以下の内容により、特定の個人を識別することができる情報。
 - (1) 個人の氏名
 - (2) 個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報
- 2) 個人に関する情報であつて、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できる情報。
- 3) 既に公開されている情報は対象外とする。

第3条 (責務)

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 (個人情報保護管理者)

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 (個人情報の取得)

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、

本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第6条 （個人情報の利用）

個人情報は前条に定めた目的に限り利用することができる。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第7条 （個人情報の保管・廃棄等）

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- 1) 紛失、破損その他の事故防止。
- 2) 改ざんおよび漏洩の防止。
- 3) 個人情報の正確性および最新性の維持。
- 4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去。

第8条 （個人情報の第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を第三者に提供しない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 1) 法令に基づく場合。
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務

を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第9条 (開示等の請求)

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、開示の請求があった場合、身分証明書等により本人である事を確認の上、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3) 他の法令に違反することとなる場合

第10条 (苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第11条 (漏えい時等の対応)

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

第12条 (研修)

個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第13条 (改正)

本規定の改廃は、総会において行う。

付則

本規定は、令和2年 6月 21日から施行する。

本部役員候補者選出方法

1. 役員選考方法

(1) 説明会の実施 (8月末)

希望者を対象に現職の本部役員が役割についての説明を行います。

(2) 意識調査の実施 (9月上旬)

書面にて次年度の役員選出への意識調査を行います。

(3) 選挙管理委員会発足 (9月末)

公示 (10月末) 立候補受付 →定員に達した場合は決算総会 (3月)

(4) 定員に満たない場合は、上記 (2) で「立候補がいなければ検討する」と回答された方を対象に選挙管理委員長が、立候補の意思確認を行います。

→定員に達した場合は決算総会 (3月)

2. 抽選方法について

役員候補者が決まらなかった役職について抽選による選出を行います。

(1) 地区別ローテーション表に基づき候補者不在の地区に居住の保護者を対象に抽選を行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
村野1	会計・書記2	内副	書記1	外副	会長
村野2	会長	会計・書記2	内副	書記1	外副
アルス・印田	内副	書記1	外副	会長	会計・書記2
星丘1.2	書記1	外副	会長	会計・書記2	内副
星丘3	外副	会長	会計・書記2	内副	書記1

※以後、繰り返し (必要に応じて変更して下さい)

(2) 抽選対象者

免除対象者 (本部役員経験者、その年の本部役員が免除対象と認めた者) 以外

(3) 抽選方法

- ①原則として選考会を開催しますのでご参加願います。
- ②用意したくじを、ご自身に引いていただきます。
- ③選考会に欠席された方は残りくじでの抽選となります。
※欠席者が複数の場合は代理の者（選挙管理委員）がくじを引きます。
- ④選出された方は候補者として届出をさせていただきます。

4. 承認

決算総会にて承認となります。

5. 選挙管理委員（7名）の選出について

- ①選挙管理委員長・副委員長を学年委員・専門委員の長・副の中より、それぞれ1名選出します。
- ②選挙管理委員（生活指導委員の中より所属地区ごとに1名選出します）

選挙管理委員長	書類の作成、配布等を行います。
選挙管理副委員長	また抽選になった際の指揮を執ります。
選挙管理委員（村野1区）	地区別ローテーション表に基づき、候補者のいない役職にあたる地区の委員が委員長の指示の下で選考会を開催します。
同（村野2区）	
同（アルス、印田町）	
同（星丘1丁目、2丁目）	
同（星丘3丁目）	

6. 選考会までの流れ

- ①選挙管理委員長→本部（内副）：候補者不在の役職を連絡します。
- ②本部（内副）→選挙管理委員長：免除対象者以外のリストを渡します。
- ③選挙管理委員長→選挙管理委員（該当地区）に選考会開催の連絡をします。
 - ・該当する家庭に選考会開催のお知らせを子供便にて配布します。
 - ・選考会開催（選挙管理委員+委員長・副どちらか1名の同席が望ましい）。

学年・専門委員の選出方法

<委員会の種類、委員定数および担当学年>

委員会		委員長・副委員長	委員定数(長・副含む)	担当学年
学 年 委 員 会	1年学年委員会	委員長:各1名 副委員長:各1名	6名 学年委員長、副以外は、 専門委員と兼任する。	1年
	2年学年委員会			2年
	3年学年委員会			3年
	4年学年委員会			4年
	5年学年委員会			5年
	6年学年委員会			6年
専 門 委 員 会	生活指導委員会	委員長:1名 副委員長:1名 ※1	7地区×2名=14名	原則6年
	給食委員会	委員長:1名 副委員長:1名 (副委員長:2名※2)	6名 学年委員と兼任する。 (7名※2)	1~6年
	環境委員会	委員長:各1名 副委員長:各1名	6名 学年委員と兼任する。	
	社会・体育委員会			
	広報委員会			

※1 桜丘小の生活指導委員が枚方市PTA協議会委員長、副委員長、ブロック長などの重職に当たる年度は枚方市PTA協議会担当2名で内1名代表者、1人サポート業務に務めて頂きます。

※2 桜丘小の給食委員が枚方市PTA協議会委員長、副委員長、ブロック長などの重職に当たる年度は副委員長を2名選出する。
また、児童数の多い学年より学年委員を1名多く選出し、給食委員に当てます

<各委員の選出方法>

1) 地区選出 (前年度 10 月中～11 月上旬)

: 新 6 年保護者対象

◇7つの地区ごとに生活指導委員を 2 名ずつ選出する。

◇原則として新 6 年保護者より選出する。委員履歴などを考慮して、該当者がいない場合にのみ、新 5 年生以下の保護者より順に選出する。

◇各地区の生活指導委員が世話役となり、次年度の生活指導委員の選出を行う。

2) 学年選出 (前年度 2 月 : 最終懇談会時<学年ごと>)

《新 2 ～6 年保護者》

◇学年ごとに学年委員を 6 名選出し、その中から委員長・副委員長、給食委員、社会体育委員、広報委員、環境委員を選出する。

◇学年ごとに補欠を 1 名ずつ選出する。補欠は、委員会の種類を選べない。

◇学年委員が委員選出の司会進行を行う。

◇原則として「1 児童につき 1 回の委員活動」とするが、1 児童につき 2 回目の委員選出となる場合は、以下の特例事項を適用する。

<特例事項 1 : 該当児童の 2 回目委員選出のくじ除外者>

◇該当児童につき 2 回目の委員選出となる場合は、該当児童で学年委員および専門委員の委員長・副委員長、選挙管理委員、指名委員経験者はくじ除外とする。

<特例事項 2 : 該当児童の 2 回目委員選出者について>

◇該当児童につき 2 回目の委員選出者は、学年委員および専門委員の委員長・副委員長、選挙管理委員の選出の対象から免除される。

<特例事項 3 : 該当児童の 2 回目の立候補者について>

◇該当児童につき 2 回目の委員立候補者は希望する委員に優先的に選出するものとする。

3) 専門委員会の委員長・副委員長の選出 (決算総会 同日開催)

◇学年ごとに選出された各専門委員の中から、委員長、副委員長を選出する。

専門委員会	委員定数	委員長・副委員長数
生活指導委員会	14名	委員長 : 1名 副委員長 : 1名 ^{*1}
給食委員会	6名 (7名 ^{*2})	委員長 : 1名 副委員長 : 1名 (副委員長 : 2名 ^{*2})
環境委員会	6名	委員長 : 1名 副委員長 : 1名 ^{*3}
社会・体育委員会	6名	
広報委員会	6名	

※1.2 新1年生の専門委員長・副は、4月中旬に決定するため除外とする。

4) 新1年学年委員の選出 (4月中旬懇談会時) : 新1年保護者対象

◇学年委員を6名選出し、その中から委員長・副委員長、給食委員、社会体員、広報委員、環境委員を選出する。

◇補欠をクラスで1名ずつ選出する。欠員が出た場合には、該当クラスの補欠が繰り上がる。1年生のみ、計3名の補欠を選出します。

(補欠の繰り上がりについては、後述の<補欠の扱いについて>を参照)

<補欠の扱いについて>

◇前年度3月までに欠員が出た場合は、該当学年の補欠1より繰り上がる。

◇4月以降に欠員が出た場合は、該当委員会と本部で協議して、時期などを考慮し、補欠の繰り上がりが必要かどうかを検討する。

<本部役員経験者の扱いについて>

◇本部役員の任期を全うした会員は、子どもの人数に関わらず、全ての委員選出の対象から免除される。これは、本人の意思が尊重され、再任を妨げるものではない。(PTA規約 付則第1章第1条)

がくねんいんかい せんもんいんかい
学年委員会・専門委員会

でんとう まち たの へんか
 ~伝統を守りつつ楽しく変化~

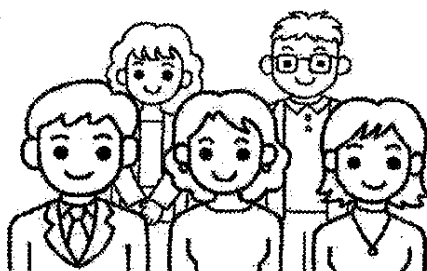
ぜんがくねん ほごしゃ いげん はんえい たの かつどう かんが
 全学年の保護者の意見を反映させ、より楽しいPTA活動にしたいと考えています。

がくねんいんかい
<学年委員会>

かくがくねんいん 各学年委員	ほごしゃ がっこう むす やく がくねんぎょうじ きかく じっし 保護者と学校を結ぶパイプ役。学年行事の企画・実施(任意)など。
-------------------	---

せんもんいんかい
<専門委員会>

かんきょういん 環境委員	しゅうしゅう せいり こうないせいそう きかくじゅんび ベルマークの収集・整理、校内清掃の企画準備など。
しゃかい たいいくいん 社会・体育委員	うんどうかい たいいくぎょうじ かん きょうりよく すいしん 運動会など体育行事に関する協力、推進など。
きゅうしょくいん 給食委員	きゅうしょくししょくかい じっし まつ たいこんた 給食試食会の実施。とんど祭りの大根炊きなど。
せいかつしどういん 生活指導委員	かくちくべつ ほごしゃた どうばん じっし すいしん 各地区別の保護者立ち当番の実施、推進など。
こうほういん 広報委員	かいほう ねんすうかいほっかん きかく しゅざい へんしゅう PTA会報を年数回発刊。(企画、取材、編集など)



いままでのかつどうにしぼられず、
 あたらしいかつどうを
 かんがえてみてください!

いいん ひと ひと かつどう せつぎよくてき さんか こ
 委員になった人もならなかった人も、PTA活動に積極的に参加し、子どもたちのために、
 おやしん せいちょう たの みの かつどう
 そして、親自身の成長のためにも、楽しく実りあるPTA活動にしていきましょう!